

<前回：言語・解釈・物語3——自己>

(0) 近代的自己概念は虚構か。

0. 現代における実体的な自己概念の問題化

・人間の尊厳は何によって構成されるのか。

人間のアイデンティティがその遺伝子(DNA)によって決定されるという遺伝子決定論(自然主義)に対して logos。

・近代的な言説における「人間の尊厳」は個の実体としての人格・魂を存立の座とするものであり、近代的人間理解における自律性、主体性、自由意志などの特性と密接に関わっている。デカルト、カント。

(1) キルケゴールの自己論

0. キリスト教思想における自己論。

悪・罪と自由意志論 → 問いとしての自己

自己の不透明性・脆弱性

有限性、罪責性、無意味性(ティリッヒの不安の類型論)

1. 『死に至る病』(岩波文庫、1849): 絶望の現象学から絶望としての罪論へ

2. 反省や参照(自己関係)という概念は、人間存在の基本構造に関して使用され、精神や自己といった人間理解の基礎概念として位置づけられる。

「関係がそれ自身に対して関係するということになれば、この関係こそ積極的な第三者なのであり、そしてこれが自己なのである。」(21)

「絶望とは自己自身に関係する関係としての自己(総合)における分裂関係である」、「総合のうちに分裂の可能性が存するのである。」(24)

「自己は無限性と有限性と意識的综合であり、自己自身に関係するところの総合である。自己の課題は自分自身となるにある」、「自分自身になるというのは具体的になることの謂いである。」(46) 「生成の途上」(47)

3. 「精神」「自己」としての「人間」: 「関係が自己自身に関係する関係」という仕方での自己関係、つまり自己参照性によって特徴付けられている。自己関係は、反省や参照(あるいは言及性)一般がそうであるように、自己自身に関係することによって、最初の自己関係を変化させ、そこに生成のプロセスを生起させる。これは変化における自己同一性あるいは自己同一性の変化、さらには自己言及のパラドックスなど、人間存在に特有の問題を派生させる。

可能性としての絶望 → 不安

(2) 近代と制度的自己再帰性——ギデنز

4. 近代と不安、近代的な不安の現象形態

5. ギデنزの近代社会論における「再帰性」(reflexivity) 概念——「A についての言及が、A 自体に影響を与えること」——。

6. 人間存在の基本構造

→ 近代特有の現実性としての「制度的再帰性」(the institutional reflexivity)

人間存在の基本構造の近代特有の特殊的現実化・形態化。

7. 制度的再帰性の具体的形態としての近代知。近代知の特性は、「モダニティでは根本的懐疑の原理が制度化されており、そこではすべての知識は仮説のかたちを取らざるをえない」(Giddens, 1991, 3)という点に現れている。

8. 再帰的知識の典型としての近代科学的な知: 「仮説—経験的検証(実験)」プロセスにおいて構造化された知識。再帰的な知が科学者集団という担い手によって制度化されて

いる。

9. キリスト教神学の場合。「自己言及的な精神的活動」である「反省」あるいは「自己反省」は知一般を構成しているものであるが、これは神学にも妥当する (Dalferth, 1988, 49)。知の内容をめぐる議論 (神学体系の本論) に対して、知識の獲得の仕方や知の真理性の判定に関わる方法論的手続きについての議論 (神学のプロレゴメナ) がしだいにより大きな比重を占めるようになる。

13. 制度的再帰性としてのモダニティの自己修正・自己拡張的な動態。

14. アンソニー・ギデنز『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』

「自分自身の人生を引き受けること」は、様々な開かれた可能性に直面することを意味するため、リスクをはらんだものとなる。」(79)

「自己アイデンティティは、一貫した現象として、物語を前提とすることがはっきり示される。日記をつけること、そして自伝をきちんと作りあげることが、自己の統一感覚を維持するために中心的に促されることだ。」「自伝は」「近代社会生活における自己アイデンティティの中核に位置しているのだ。」(84)

「自己実現は、時間をコントロールすることを意味する。」(84)

「リスクと懐疑」「世俗的なリスク文化を生きることは本質的に不安定なこと」「リスク計算自体によって生み出される不安」「生活設計を取り扱い可能な大きさに縮めることの難しさ」(206)「存在論的不安」

(3) 物語的自己同一性

・ポール・リクール『時間と物語Ⅲ 物語られる時間』新曜社、1990年。

「個人または共同体に、物語的自己同一性 (identité narrative) と名づけることのできる特殊な自己同一性」

「個人または共同体の自己同一性を言うことは、この行為をしたのはだれか、だれがその行為者か、張本人か、の問いの答えるものである。」

「その名で指名される行為主体を、誕生から死まで伸びている生涯にわたってずっと同一人物であるとみなすのを正当化するものは何か。その答えは物語的でしかあり得ない。「だれ？」という問いに答えることは、ハンナ・アーレントが力をこめてそう言ったように、人生物語を物語ることである。物語は行為のだれを語る。〈だれ〉の自己同一性はそれゆえ、それ自体の物語的同一性にほかならない。」(448)

「〈同〉の抽象的同一性とは違って、自己性を構成する物語的自己同一性は、生の連関のうちに変化、動性を内包することができる。」「主体は」「自分の人生の読み手であると同時に書き手として構成されて現われる。自叙伝の文学的分析が立証するように、人生物語は、主体が自分自身について物語るあらゆる真実もしくは虚構の話によってたえず再形象化され続ける。この再形象化は人生それ自体を、物語られる話の織物とする。」(449)

「物語的自己同一性は、安定した、首尾一貫した同一性ではないこと」

・ポール・リクール『他者のような自己自身』法政大学出版局、1996年 (原著1990年)。

自己性と同一性、人格的自己同一性と物語的自己同一性

・近代的な制度的再帰性のもとの自己という問題

自己を物語から再考する、キリスト教思想の固有の問題へと接続する。

(4) 告白という問題——聖書と告白文学

3. 詩編：祈りという形態における告白

4. 罪は告白されるときに言語化される (リクール)。→告白の現象学

- ・罪の表出の原初形態としての告白
- ・人間のもっとも内面的な秘密の事柄は告白を求める
- 5. 祈り(祈祷論): 讃美、感謝、懺悔=告白、祈願、執り成し
 - ・言葉の選択と吟味、内容の反省
 - ・「文学としての祈り」(関根正雄『旧約聖書文学史』上下、岩波全書)
- 6. 書簡(パウロ書簡): 手紙に挿入された告白
 - 神と自己との関わりについての証言という形態を取る。
- 7. 書簡の受け手、テキスト化: 特定の聴衆から一般の読者へ
- 8. 文学ジャンルとしての告白=告白文学
- 9. アウグスティヌスの『告白』
 - ・作品となった「告白」あるいは「告白」として提示された思想。
 - ・二つの時間性(自然的時間と内的時間)が物語的時間の中に組み込まれている。
- 10. 「自伝」としての告白: 自己同一性の確認と提示、生成する自己
 - 罪=自己の内的分裂に対する自己の回復としての告白

1 2. コミュニケーションの問い 1

(1) キリスト教思想におけるコミュニケーションの場と自然神学

1. 神の存在論証における「論証」:

『プロスロギオン』あるいは『神学大全』のコンテクスト。「論証」と信仰との循環関連。存在論的な神の存在論証といわれる『プロスロギオン』(第2, 3, 4章)には、第1章「神の瞑想へと精神を喚起すること」(Excitatio mentis ad contemplandum deum)という神への祈りが先行。

信仰のラチオについて瞑想は彼の存在論証を論じる前提。

アンセルムスの論証を批判したガウニロも信仰者であった。

↓

『プロスロギオン』の「知解を求める信仰」(fides quaerens intellectum)、あるいはそれに先立つアウグスティヌスの「信仰が尋ね、知性が見いだす」(Fides quaerit, intellectus invenit)という言葉。 → バルト神学に至るまでキリスト教神学の基礎。

自然神学はこの信仰の運動の外に存在しているのではない。

2. 「論証」(argumentum, demonstratio)とは何か。トマスの場合。

- ・トマス『神学大全』第一部第二問第三項「神は存在するか」(Utrum Deus sit)。

有名な「五つの道」による宇宙論的な神の存在論証。

- ・それに先立つ、第一項「神在りということは自明であるか」(Utrum Deum esse sit per se notum)と第二項「神在りということは論証されうるか」(Utrum Deus esse sit demonstrabile)。

そもそも神の存在は論証を必要としているのか、あるいは論証可能なのか。

- ・第一項: 神概念が「在る」を含意するとすれば(アンセルムスの立場)、「神在り」は自明(per se notum)となり、この神概念の解明以外の論証は不要になる。

神在りはそれ自体としては自明であっても、「神が何であるか」を我々人間は知らないのだから我々にとって神在りは自明ではなく、「論証」を要するということである。

- ・第二項: 神在りという命題が我々によっては論証を要する事柄であるとしても、この論証は人間にとって可能か、可能であるとすればそれはどのようにしてであるのか。

↓

神の存在は信仰の事柄(信仰箇条)であり論証できるものではないという見解に対して。

信仰箇条の内容となる事柄と自然理性によって知られる事柄とを区別し、後者の理性によって知られる事柄は信仰箇条ではなくその前提である。

・「もっとも、これ自体としては論証され知られうるものが、その論証を理解するだけの力のない人によって<信すべき事柄>として受け取られることがあっても、それはいっそうかまわない」(Nihil tamen prohibet illud quod secundum se demonstrabile est et scibile, ab aliquo accipi ut credibile, qui demonstrationem non capit)。

神の存在は論証の対象であり、トマスは神の創造行為の結果(創造された世界)から原因としての神を認識するという論証方法(事実による論証)を採用するわけであるが、この信仰箇条の前提である言われた事柄が場合によっては信すべき事柄として取り扱われてもよい。

3. <信すべき事柄>(credibile)：厳密な意味における啓示神学の事柄だけでなく、自然理性の事柄も含まれる。つまり、ここに自然理性による活動としての哲学(そして、個別科学も)と啓示によって可能になる神学との接点、すなわち、自然神学の可能性が示されている。

4. 「論証」とは、一定の原理を承認する人々との間ではじめて可能になる。

「聖なる教」(sacra doctrina)としての『神学大全』は、それが学であるとするかぎり、その内容の論証可能性は問題とならざるを得ない(第一部第一問第八項)。

第一問第八項：『神学大全』自体の論証性の問題 → 「五つの道」。

・論証は原理の証明を意味するのではなく、この原理を認める者たちがその原理から導き出されるものをめぐってなされる。

『神学大全』の原理は信仰箇条であり、信仰箇条の論証はトマスの関心事ではない。したがって、「しかしながら、もし彼が原理を全然認めない場合は彼と議論することができない。しかしその場合でも、彼が持ち出す反対の理由を論破することはできるのである」(si autem nihil concedit, non potest cum eo disputare, potest tamen solvere rationes ipusius)。

5. 論証の場とその限界。

- ・無神論者に対して。論証ではなく、敵対者の議論の矛盾を指摘し論破すること。
- ・異端者(神の啓示によって与えられた事柄の一部は認める相手)に対して。
- ・しかし、無神論者にとって、神の存在論証は論証としての有効性を持ち得ない。

「人間理性による論証は信仰に関する事柄を論証するには無力である」(licet argumenta rationis humanae non habeant locum ad probandum quae fidei sunt)、「聖なる教は人間理性をも用いる。しかしそれは理性によって信仰を証明するためではない。……この教が理性を用いるのは、この教のなかで伝えられた何か他の事柄を明瞭にするためである」(Utitur tamen sacra doctrina etiam ratione humana: non quidem ad probandum fidem, quia per hoc tolleretur meritum fidei; sed ad manifestandum aliqua alia quae traduntur in hac doctrina)。

↓

6. 自然神学がもし何らかの説得力を有するとすれば、それは無神論者に対してではなく、異端者に対して。古代から中世、近代に至るまで、実際にはほとんど同じ信仰を共有するか少なくとも神の存在などについて部分的に見解が一致する相手が想定されていた。文字通りの無神論者が問題になるのは、啓蒙思想期以降の自然神学において。

7. 自然神学の可能性を論じる際のポイント。

①自然神学、とくに神の存在論証は信仰を前提とした思想的営みであり、啓示神学と諸科学との媒介を意図している。議論のコンテクストを構成するその信仰内容から完全に切り離してそれだけで分析されるとき、個々の論証に対して様々な論理的欠陥が指摘される

のは当然である。

②自然神学あるいは神の存在論証は信仰内容をめぐるコミュニケーションにおける合理性の確保の問題と解することができる。信仰対象である神との関係で言えば、それは祈りや讃美のコンテクストにおける信仰の表明であり、同じ信仰を有する共同体内部では信仰者各自の信仰内容の合理的表現を可能にし、信仰内容が変質し逸脱するのを防ぐ機能を果たしうる。また、信仰者自身にとっては、信仰内容の自己理解を促す。以上は信仰共同体の内部コミュニケーションであり、自然神学はその合理性の確保に関わっていることになる。次に、異端者や有神論的異教（キリスト教に対してはユダヤ教、イスラム教など）に対しては、自然神学は、論争相手がどんな原理に立っているか、またお互いが原理のどの部分を共有しているか、一致できない部分は何か、などを明確化し、その上で論証が可能な場合にはその論証の合理性を確保するのに貢献しうる。もちろん、論証が不可能な場合は、相互の論破という作業に移る。無神論者の場合も理論的には異端者や異教の場合と同様であり、こうした外部コミュニケーションにおいて自然神学のなす貢献は、共通の議論の場を明確にし、対話可能性の範囲を明示することである。いずれにせよ、現代に思想状況において自然神学の可能性を考えるときの第一のポイントは自然神学を宗教におけるコミュニケーション合理性の問題と考えるという点であろう。

(2) コミュニケーション合理性とハーバーマス

8. 意味の地平の非完結性と多元性（意味の断片）

歴史の非完結性（終末以前、間の時代）

首尾一貫した連関を破る様々な断絶・溝の存在

↓

意味と理解の成立には、「地平融合」とは別の形式での関連性が存在しなければならない。

諸伝統の相互関係・対話の成立の場

意味論と終末論（終末と先取り）

9. これは、啓蒙的理性の理想に対応するものか？ 人間の生物学的条件から？

↓

形式性における普遍的な前提としての言語

言語・意味は、存在論的概念である。

討論・対話の形式的条件としての語用論

ハーバーマスの普遍的語用論（Universalpragmatik）

10. 理想的発話状況（die ideale Sprechsituation、歪み無きコミュニケーション状況）の先

取り＝終末論

コミュニケーション的言語使用の四つの妥当性要求＝言語論

相互の理解、認識の共有、相互の信頼、相互の調和という相互主観的關係

理解可能性(Verständlichkeit)、真理性(Wahrheit)、正当性(Richtigkeit)

誠実性(Wahrhaftigkeit)

↓

現実のコミュニケーションの成立の場：

「相互に妥当請求を承認していることを相互に理解していること……」

つまり、無限遡及のパラドクスを内包した言語論的構造。

↓

真理とは何か：真理の合意説

11. Jürgen Habermas, *Vorlesungen zu einer sprachtheoretischen Grundlegung der Soziologie* (1970/71), in: *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp, 1984, S.11-126.
Nicholas Adams, *Habermas and Theology*, Cambridge Univ. Press, 2006.
Wolfgang Pauly, *Die geschichtliche Entwicklung religiöser Deutungssysteme. Die Erkenntnistheorie von Jürgen Habermas und ihre theologische Relevanz*, Saarbrücken, 1989.
Martin Jay, *The Dialectical Imagination. A History of the Frankfurt School and the Institute of Social Research 1923-1950*, Little, Brown and Company, 1973.
Stephen C. Levinson, *Pragmatics*, Cambridge University Press, 1983.

<参考文献 1>

1. 芦名定道『自然神学再考——近代世界とキリスト教』晃洋書房、2007年。
2. A・E・マクグラス『科学と宗教』教文館、2003年。
『「自然」を神学する——キリスト教自然神学の新展開』教文館、2011年。
3. A・S・マクグレイド編『中世の哲学 ケンブリッジ・コンパニオン』
京都大学学術出版会、2012年。
4. E・グラント『中世における科学の基礎づけ——その宗教的、制度的、知的背景』
知泉書館、2007年。
5. Dieter Henrich, *Der Ontologische Gottesbeweis. Sein Problem und seine Geschichte in der Neuzeit*, J.C.B.Mohr, 1967.
6. Horst Seidl (Hrsg.), *Die Gottesbeweise in der "Summe gegen die Heiden" und der "Summe der Theologie". Text mit Übersetzung, Einleitung und Kommentar. Lateinisch-Deutsch (PhB 330)*, Felix Meiner Verlag, 1982(1996).

(3) ハーバーマス (1929-) の宗教論

- ・フランクフルト学派第二世代。啓蒙的近代あるいはカント主義の伝統。公共論・コミュニケーション論の先駆者。
12. 近代主義からポスト近代論へ
 - ・西欧思想と形而上学
伝統的形而上学 → カント的な超越論主義 → ポスト形而上学
欧米的価値による一元的な公共圏の構想
から、
多声的な理性の統一あるいはコミュニケーション理性へ
 - 芦名定道「キリスト教思想と形而上学の問題」(京都大学基督教学会 『基督教学研究』第24号、2004年、pp.1-23)。
 13. 啓蒙主義的な世俗化論(伝統宗教への無理解・無関心)からポスト世俗化時代へ
1960年代の世俗化論の予想を覆して、世界は宗教回帰を示している。
ウルリッヒ・ベック『〈私〉だけの神——平和と暴力のはざまにある宗教』岩波書店、2011年。
 14. ポスト世俗化時代の認識以前のハーバーマス
公共圏の議論において宗教についてほとんど語らない。近代を世俗的な表現で理解す

るという態度。

「政治的リベラリズム（私はこの政治的リベラリズムの特定の形態であるカント的な共和主義を擁護しようとしているのだが）の骨子は、民主的立憲国家の規範的基盤を非宗教的かつポスト形而上学的に正当化しようとするところにある」（2007、4）

15. 21世紀のハーバーマス

- ・政治的リベラリズムの正当化には非宗教的な仕方で十分。しかし、「モチベーションという点ではたしかに疑念が残る」（2007、8）

「国家公民は、自分たちのコミュニケーション権利および参加権をアクティブに行使しなければならないが、これは「相当に高度のモチベーションの投入を要求される」「シヴィル・ソサイエティは」「政治以前の」生き生きとした源泉からそのエネルギーを得ている」（2007、9）。

cf. カントにおける最高善の要請（徳と福の一致）

- ・「国家公民の私生活中心主義」「市民たちの脱政治化」に対して「統合的紐帯」「憲法愛国心」が必要。
- ・「哲学は、宗教的伝統に対して、学ぶ姿勢を持ち続けねばならない」（2007、17）
「二重で相互補完的な学習過程としての世俗化」「世俗知の側も、宗教的な確信には認識としてのステータスがあり、それはまったく非合理的であるなどとは言えないことを認めねばならない」（2007、22）
- ・「信仰を持った市民たちが公共の問題に対して彼らの宗教的な言語で議論を提供する権利を否定してはならない」（2007、24）
しかし、公的な場では、「誰にでもわかる言葉づかい」（2014a、28）という条件。
- ・「リベラルな文化は、宗教的な言語でなされた重要な議論を公共の誰でも分かる言語に翻訳する努力に世俗化された市民たちが参加することを、期待しているのである。」（2007、24）

↓

「翻訳という問題」：宗教言語を公共言語へ

問題：公共言語とは？ いわゆる「公共言語」は真に「公共的」か？

多元的世界（ポスト形而上学的時代）において、そのような言語は単一の形で存在するのか？

翻訳は一方向的か？

「重なり合う合意の構想」（後期ロールズ）

「多元主義型市民社会の熟議政治」（ハーバーマス）

「家族的類似性」（ウィトゲンシュタイン）

<参考文献2：ハーバーマス>

- ・ユルゲン・ハーバーマス『ポスト形而上学時代の思想』未来社、1990年。
- ・ユルゲン・ハーバーマス、ヨーゼフ・ラッツィンガー『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』岩波書店、2007年。「民主主義的法治国家における政治以前の基盤」
- ・ユルゲン・ハーバーマス、チャールズ・テイラー、ジュディス・バトラー、コーネル・ウェスト『公共圏に挑戦する宗教——ポスト世俗化時代における共棲のために』岩波書店、2014年。
「政治的なもの」——政治神学のあいまいな遺産の合理的意味」
- ・ユルゲン・ハーバーマス『自然主義と宗教の間 哲学論集』法政大学出版局、2014年。